

在日海外メディア等招請を通じた海外向け宮崎県産焼酎情報発信業務
委託企画提案競技実施要領

1 目的

在日海外メディア等招請を通じた海外向け宮崎県産焼酎情報発信業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

在日海外メディア等招請を通じた海外向け宮崎県産焼酎情報発信業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）による。

3 契約上限額

3, 437, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、又は、この委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有し、十分な業務遂行能力を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 公告 | 令和3年7月 5日（月） |
| (2) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和3年7月16日（金）午後5時 |
| (3) 質問等の締切 | 令和3年7月16日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和3年7月21日（水）午後5時 |
| (5) 一次審査（書面審査） | 令和3年7月27日（火）※応募者多数の場合 |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和3年7月30日（金） |
| (7) 審査結果の通知 | 令和3年8月上旬 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式1）を提出すること。

- ① 提出先：下記13を参照
- ② 提出期限：令和3年7月16日（金）午後5時
- ③ 提出方法：電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 質問及び回答

企画提案競技及び業務仕様書についての質問は、質問書（様式2）を提出すること。

- ① 提出先：下記13を参照
- ② 提出期限：令和3年7月16日（金）午後5時
- ③ 提出方法：電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 回答期限：質問者に対し質問受付日より原則3日以内（土日祭日を除く。）に回答する。ただし、業務仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、以下の事項について提案すること。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

ア 事業全体について、

- ・ 事業のコンセプト、事業実施スケジュール及び連携する関係団体等を示すこと。実績に基づき、実施に当たり留意すべきことがあれば、記載すること。

イ 招請事業の実施運営

- ・ 被招請者の選定に当たっては、本事業の目的を理解し、幅広く効果的に情報発信できる者を複数名（米国での情報発信は必須とする）示すこと。業務仕様書4（5）に示す者以外でも、同等又はそれ以上の効果を得られる者がいる場合は企画・提案すること。
- ・ 本県の食・観光・文化・産業等の魅力と合わせて焼酎の魅力の効果的に引き出す招請コースを下記項目も含めて示すこと。

項目：日程、場所、宿泊先、食事、交通手段（現地内移動含む）等。

- ・ 被招請者へのアンケートは、内容を示すこと。

ウ 被招請者等による情報発信

- ・ 情報発信の方針、被招請者への依頼内容、可能であれば具体的内容（実施方法、活用ツール、ターゲット等）と効果を示すこと。その他、相乗効果が期待できるプロモーション等があれば、企画・提案すること。

エ 効果測定

- ・ 本事業の有効性を測る事業指標又は成果指標を設定し、測定方法、測定時期及び設定目標を示すこと。
- ・ 本業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

② 提出資料

ア 企画提案競技参加申請書（様式3）：原本1部

イ 企画提案書：7部

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。

ウ 見積書：原本1部、写し6部

- ・ 業務仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

エ 会社概要（様式4）：7部

オ 直近3カ年の決算書：写し7部

カ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

※宮崎県内に本店又は支店等の事業所を有する場合に限り提出すること。

キ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式5）

※宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

③ 提出先：下記13を参照

④ 提出期限：令和3年7月21日（水）午後5時

⑤ 提出方法：持参又は郵送

郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、送付の場合であっても提出期限までに必着とする。

⑥ 留意事項

ア 提出後における企画提案書等の再提出、差替えは一切認めない。

イ 企画提案書は次のとおりとする。

- ・ 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）
- ・ 両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。
- ・ 表紙、目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号をふること。

(4) 一次審査（書面審査）

応募者多数の場合には、審査委員会において一次審査を行い、上位数社を選定する。選定された事業者に対しては、二次審査の実施日時等を通知する。なお、この点数は二次審査には持ち越さない。

日時：令和3年7月27日（火）

(5) 二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書等及び提案者からのプレゼンテーションによるものとし、提出された企画提案書等について次のとおり、最も優れた提案を選定する。なお、状況に応じてオンラインにより実施することがある。

① 日時：令和3年7月30日（金）

※ 具体的な時間割については、参加者毎に別途連絡する。

※ 日時は、参加者の数等により変更する場合がある。

② 場所：宮崎県庁（予定）

③ 説明時間等

説明時間 15分以内

質疑 15分以内

入替時間 5分以内

④ 実施方法

- ・ 審査順は、原則、提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ・ 審査会場の入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とする。

(6) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 基本事項

- ・ 本事業の目的を理解し、業務仕様書に沿った提案内容となっているか。
- ・ 本業務を実施するに当たって十分な実績を有すると認められるか。

② 企画の具体性、実現性、効果

ア 被招請者の選定

本事業の目的と照らし合わせて幅広く効果的に情報発信できる者を複数名選定しているか。

イ 招請事業の実施運営

行程が具体的で、焼酎の魅力を効果的に引き出す内容となっているか。

ウ 情報発信

内容が具体的であり、効果が期待できるものとなっているか。

エ 独自性

企画の構成に関して独創性や独自性が発揮されているか。

③ 実施体制

- ・ 運営体制が適切であり、法令や環境、安全に配慮した提案となっているか。
- ・ 実現可能で、適切なスケジュール（工程表）となっているか。（不確定要素が多くないか。）

④ 積算

- ・ 経費の積算は、業務毎にされており明確かつ妥当な金額か。

(7) 審査の通知

採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

9 参加資格の欠格

当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、その旨、書面で通知するものとする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 企画提案書等を期限までに提出しないとき
- (3) 企画提案書等の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚位記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

- (1) 決定した受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (2) 本企画提案競技に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 本企画提案競技において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 見積額については県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

13 書類提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局 オールみやざき営業課
グローバル戦略担当 東芦谷（ひがしあしだに）

電話 0985-26-7113

E-mail higashiashidani-satoru@pref.miyazaki.lg.jp